

## 1. 本県における常備消防の課題について

### (1) 広域化の背景と規模

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(抜粋)

- ・ 小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。

- ・ 一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万人以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

ただし、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要である。

- ・ 各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、推進計画策定後五年度以内(平成二十四年度まで)を目途に広域化を実現すること。

### (2) 滋賀県の常備消防の現状

- ① 消防本部数は全国的にみてかなり少ない(全国で少ない方からみて第4位)
- ② 消防体制(人員・設備等)は全国平均レベル
- ③ 消防力(現場到着時間等)は全国平均レベル

### (3) 滋賀県常備消防の課題

- ① 平成11年に策定した広域化基本計画のうち愛知郡広域行政組合消防本部を対象とした部分が未実施
- ② 東近江市においては同一市内でありながら、複数の消防本部にまたがる体制になっている。

- ③ 愛知郡広域行政組合消防本部においては管轄区域が2つの保健医療圏にまたがっている。

(4) 推進計画を定める上で考慮すべき事項について

- ① 消防救急無線は平成28年までに従来のアナログからデジタルに移行することが決定している。この更新には多額の費用がかかるため県内で仕様の統一化を図り運用方法について検討中である。
- ② 推進計画において、広域化対象市町村から外れた場合は、起債の優遇措置や、消防施設、設備に対する補助金の配分について懸念がある。
- ③ 補助額の引き上げ(平成18年度:800万円→平成19年度:850万円)や、管轄人口10万人未満向けの消防指令センターの補助金が廃止されるなど、小規模消防本部への補助制度が縮小されている。
- ④ 市町村合併の動向に留意する必要がある。

## 2. 常備消防の広域化のパターンについて

### 常備消防の広域化のパターン比較表

全県1消防本部案	
メリット	デメリット
<p>○ 消防体制の効率化、消防体制の基盤の強化、住民サービスの向上のメリットが一番大きい。</p> <p>【消防体制の効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部要員（庶務、指令）の効率化による現場要員の増強や高度な救命措置のできる救急救命士等の養成・専従化等（例：指令要員の基準数 85 名→実員数 100 名）</li> <li>重複投資の回避による経費の節減</li> <li>県域レベルの観点から、地域特性を考慮した体制整備ができる。</li> </ul> <p>【消防体制の基盤の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財政規模の拡大による高度な消防設備や施設の整備（県内の消防費 143 億円：平成 17 年度実績）</li> <li>組織、人員規模の拡大による適切な人事ローテーションによる組織の活性化</li> <li>予防業務・救急業務の高度化・専門化</li> </ul> <p>【住民サービスの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防体制の効率化を図ることで現場部隊が増加し、初動の消防力や増援体制が充実する（本県の地理的特性）</li> <li>現場到着時間の短縮が期待できる</li> </ul> <p>○ 平成 28 年の消防救急無線のデジタル化に対応した施設の共同化やデジタル化の際に検討することとされている指令の共同運用が最も効率的に行える（「消防は1本部で」となれば市町村合併の動向に左右されにくい）</p> <p>（県が将来方向（平成 28 年）を示すことで各消防本部の当面の整備方針を検討できる）</p>	<p>○ 計画期間内（平成 24 年度まで）の実現を図ることは相当困難（気運を醸成し合意形成を図るには日時を要する）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指令など本部機能を収容する施設のあり方やその立地場所について検討を要する</li> <li>組織、人員規模等の様々な課題を検討する期間が必要となる</li> <li>職員ローテーション、待遇の具体的な検討期間を要する</li> </ul> <p>○ 消防団と市町や消防本部との連携に懸念が生じる（消防署等のあり方や方面本部制度導入の検討を要する）</p>

2 消防本部案（東北部（東近江・愛知・彦根・湖北）、南西部（大津・湖南・甲賀・高島））	
メリット	デメリット
○人口 10 万人未満（愛知、高島）の消防本部が解消される （消防体制の効率化等について、1 消防本部案に比べて効果は低くなる（以下、消防本部数が多くなるにしたがって効果は低くなる）	○ 湖北地域消防本部は平成 18 年に広域化が図られたばかりであり、あまり期間をおかずにさらなる広域化を図ることは困難（以下同じ） ○ 2 本部とする合理的根拠に乏しい
3 消防本部案（東北部、（東近江・愛知・彦根・湖北）、南部（湖南・甲賀）、西部（大津・高島））	
メリット	デメリット
○ 南部は新名神高速道路の開通により機動性が向上する （2 消防本部から人口の多い南西部を分割したもの）	○西部は南北の距離が 70km になり、西部地域だけの広域化ではメリットが生じない ○東北部の管轄面積が南部、西部に比べて 2 倍以上になるためバランスを欠く
4 消防本部案Ⅰ（北部（彦根・湖北）、東部（東近江・愛知）、南部（湖南・甲賀）、西部（大津・高島））	
メリット	デメリット
（3 消防本部案から面積の大きい東北部を分割したものの（彦根・湖北）	
4 消防本部案Ⅱ（湖北、東部（東近江・愛知・彦根）、南部（湖南・甲賀）、西部（大津・高島））	
メリット	デメリット
（3 消防本部案から面積の大きい東北部を分割したものの（彦根・愛知・東近江）	○湖北のみが広域化の対象外となる
7 消防本部案（大津、湖南、甲賀、東近江、（愛知）、彦根、湖北、高島）	
メリット	デメリット
○同一市の区域でありながら、複数の消防本部による消防体制が解消される ○最小規模の消防本部が解消される ○保健医療圏がほぼ整合する ○前回の広域化基本計画で対象とされながら、実現されていない地域の広域化が図れる	○関係以外の消防本部では広域化が図られない